

(1) 1号認定（子どもが満3歳以上で、幼稚園等で教育を希望する場合）の手続きについて

1. 利用者（保護者）が事業者に直接申込みを行います



2. 事業者から利用者へ入園の内定を通知します。



3. 利用者（保護者）は事業者を経由して市へ認定申請を行います。



4. 市から事業者を介し、利用者（保護者）へ支給認定証が交付されます。



5. 事業者と利用者（保護者）が利用契約を結びます。



6. 市より利用負担額について利用者（保護者）に通知します。

① 「住所が変わった」、「保護者が変わった」、「転園した」等、認定内容に変更が生じたとき

⇒様式「支給認定変更申請書」に記入の上、既にお持ちの支給認定証を添えて園または市保育課に提出してください。

② ・「不慮の災害」や「納入義務者の疾病」等により利用者負担額の納付に著しい影響を受けたとき

・みなし寡婦（寡夫）控除を受けた場合に階層区分が変更となるとき

⇒様式「減免申請書」を記入の上、園または市保育課に提出してください。

こんな時は手続き
が必要です！

